

広島県告示第107号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和7年1月23日

木江港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

令和7年1月10日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町木江字都志阿納145番6から143番33を経て142番13に至る間の地先道路に接する地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と53の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 豊田郡大崎上島町中野字手水川739番の国土地理院二等三角点「大崎」(北緯34度13分35秒0592、東経132度54分21秒3656、標高452.32m)から63度25分47秒1148.68mの地点

2の地点	1の地点から	75度48分10秒	8.55mの地点
3の地点	2の地点から	165度54分6秒	3.13mの地点
4の地点	3の地点から	168度52分54秒	5.22mの地点
5の地点	4の地点から	171度13分25秒	5.20mの地点
6の地点	5の地点から	173度38分30秒	5.19mの地点
7の地点	6の地点から	175度46分39秒	5.16mの地点
8の地点	7の地点から	177度12分32秒	5.13mの地点
9の地点	8の地点から	179度6分48秒	6.40mの地点
10の地点	9の地点から	179度57分58秒	5.06mの地点
11の地点	10の地点から	180度33分26秒	5.04mの地点
12の地点	11の地点から	180度53分8秒	3.95mの地点
13の地点	12の地点から	180度23分15秒	6.06mの地点
14の地点	13の地点から	180度40分14秒	13.33mの地点

15の地点	14の地点から	91度28分53秒	1.62mの地点
16の地点	15の地点から	180度12分10秒	3.11mの地点
17の地点	16の地点から	270度48分57秒	1.62mの地点
18の地点	17の地点から	180度22分17秒	3.55mの地点
19の地点	18の地点から	180度26分39秒	20.00mの地点
20の地点	19の地点から	180度28分32秒	20.00mの地点
21の地点	20の地点から	180度21分 8秒	20.01mの地点
22の地点	21の地点から	180度34分23秒	20.00mの地点
23の地点	22の地点から	180度29分 9秒	21.35mの地点
24の地点	23の地点から	180度33分49秒	4.98mの地点
25の地点	24の地点から	179度12分55秒	4.96mの地点
26の地点	25の地点から	179度16分46秒	4.93mの地点
27の地点	26の地点から	177度39分 0秒	3.59mの地点
28の地点	27の地点から	176度49分39秒	2.98mの地点
29の地点	28の地点から	85度59分33秒	1.52mの地点
30の地点	29の地点から	176度49分44秒	2.58mの地点
31の地点	30の地点から	263度54分 8秒	1.49mの地点
32の地点	31の地点から	174度54分34秒	4.09mの地点
33の地点	32の地点から	173度25分44秒	4.82mの地点
34の地点	33の地点から	171度31分38秒	4.54mの地点
35の地点	34の地点から	169度33分18秒	4.13mの地点
36の地点	35の地点から	255度49分50秒	5.63mの地点
37の地点	36の地点から	348度43分59秒	4.19mの地点
38の地点	37の地点から	354度 4分 5秒	9.07mの地点
39の地点	38の地点から	357度12分59秒	8.36mの地点
40の地点	39の地点から	0度 5分19秒	9.70mの地点
41の地点	40の地点から	358度34分34秒	9.46mの地点
42の地点	41の地点から	359度21分17秒	15.27mの地点
43の地点	42の地点から	0度14分30秒	42.22mの地点
44の地点	43の地点から	0度15分58秒	46.71mの地点
45の地点	44の地点から	0度15分31秒	33.91mの地点
46の地点	45の地点から	1度58分 9秒	2.01mの地点
47の地点	46の地点から	270度12分57秒	3.18mの地点
48の地点	47の地点から	2度21分34秒	14.72mの地点
49の地点	48の地点から	357度36分16秒	4.74mの地点
50の地点	49の地点から	354度26分47秒	6.57mの地点

51の地点	50の地点から	351度32分17秒	4.91mの地点
52の地点	51の地点から	348度23分38秒	5.12mの地点
53の地点	52の地点から	257度14分54秒	1.06mの地点

(3) 面積

1278.22平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成27年9月14日 広島県告示第566号

(平成27年9月7日付け指令港振第556号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

大崎上島町